

令和 7 年

第 1 回 軽井沢町議会定例会

9 月 会 議 議 案

軽 井 沢 町

令和7年第1回軽井沢町議会定例会9月会議議案目次
(令和7年8月28日提出分)

議案番号	議案名	頁
議案第57号	軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	4
議案第58号	軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	7
議案第59号	令和7年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事請負契約の締結について	11
議案第60号	令和6年度町単西部小学校東教室棟他建設工事変更請負契約の締結について	17
議案第61号	町道の廃止について	20
議案第62号	令和7年度軽井沢町一般会計補正予算(第7号)	別冊
議案第63号	令和7年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第64号	令和7年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第65号	令和7年度軽井沢町介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第66号	令和7年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第67号	令和6年度軽井沢町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	別冊
議案第68号	令和6年度軽井沢町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	別冊
認定第1号	令和6年度軽井沢町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第2号	令和6年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計決算の認定について	別冊
報告第19号	決算に関する附属書類の報告について	別冊
報告第20号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊

報告第 2 1 号	専決処分の報告について（町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について）	22
報告第 2 2 号	専決処分の報告について（令和 6 年度ゼロ町債町単西保育園マイクロバス購入変更契約の締結について）	27

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年輕井沢町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月28日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（案）

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年輕井沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第5のウの1級の項中「栄養士」を「栄養技手」に、「の職務」を「・歯科衛生技手の職務」に改め、同ウの2級の項中「の職務」を「・歯科衛生技師の職務」に改め、同ウの3級の項中「の職務」を「・歯科衛生主査の職務」に改め、同ウの4級の項中「の職務」を「・歯科衛生主任の職務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月会議	
参考資料	1

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正理由

【改正理由】

地方公共団体における歯科保健医療業務指針（令和6年3月28日付け医政発第23号厚生労働省医政局長通知別添）に基づき、地域の実情に応じた効果的な歯科保健対策を円滑かつ適切に実施するため、歯科衛生士の確保を図ることに伴い、その職務の級の分類に関する規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正について

軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例（令和2年輕井沢町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正
する。

令和7年8月28日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例（令和2年輕井沢町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「届出」を「規定による届出」に、「7円73銭」を「8円38銭
」に改める。

第11条中「届出」を「規定による届出」に、「541円31銭」を「586円88
銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以
後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前
日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年9月会議	
参考資料	2-1

軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正理由

【改正理由】

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）により公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部が改正され、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額について、国の選挙運動用ビラ等の作成の公営に準じて改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正内容

■選挙公営限度額の引上げ

(1) 選挙運動用ビラの作成

○単価

現行	改正後
7円73銭	8円38銭

【改正後公費負担額】

8円38銭まで×作成枚数（制限あり）

(2) 選挙運動用ポスターの作成

○単価（印刷費）

現行単価	改正後単価
541円31銭	586円88銭

【改正後公費負担額】

$\frac{88,000円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ まで×作成枚数（制限あり）

令和7年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事請負契約の
締結について

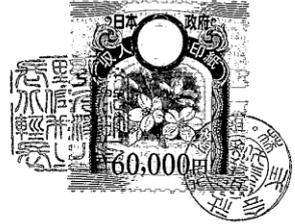
令和7年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和7年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事
- 2 契約の金額 164,017,700円
- 3 契約の相手方 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東35番地15
株式会社村瀬組
代表取締役 村瀬 栄一

令和7年8月28日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



建設工事請負仮契約書



- 1 工事名 令和7年度 町単 町道鶴溜線道路改良無電柱化工事
- 2 工事場所 町道鶴溜線 軽井沢町中軽井沢
- 3 工期 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和9年3月26日
- 4 請負代金額 金 164,017,700 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 14,910,700 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 16,401,770 円
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条第2項第5号の規定による。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年8月5日

発注者 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
氏名 軽井沢町長 土屋 三千 夫



受注者 住所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東35番地15
氏名 株式会社 村瀬組
代表取締役 村瀬 栄一



(様式第8号 第20関係)

入札執行表 (結果)

令和7年度 契約番号 000353 入札日時 令和7年7月31日 10時03分

件名	令和7年度 町単 町道鶴溜線道路改良無電柱化工事				
場所	町道鶴溜線 軽井沢町中軽井沢				
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和9年3月26日 まで				
業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	笹沢建設株式会社	149,107,000			
2	株式会社竹花組 軽井沢営業所	164,420,000			
3	谷川建設株式会社	149,107,000			
4	株式会社新津組 軽井沢支社	164,000,000			
5	株式会社村瀬組	くじ落札 149,107,000			落札
6	柳沢建設株式会社	149,107,000			
7	株式会社柳沢土木	149,107,000			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 株式会社村瀬組

(2) 落札額 ¥149,107,000 (税抜)

¥164,017,700 (税込) うち消費税相当額 ¥14,910,700

執行者職氏名 副町長 上原 章生 

立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘 

平面図

S=1/500

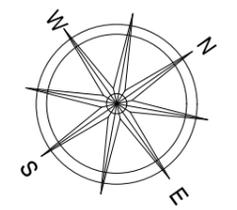
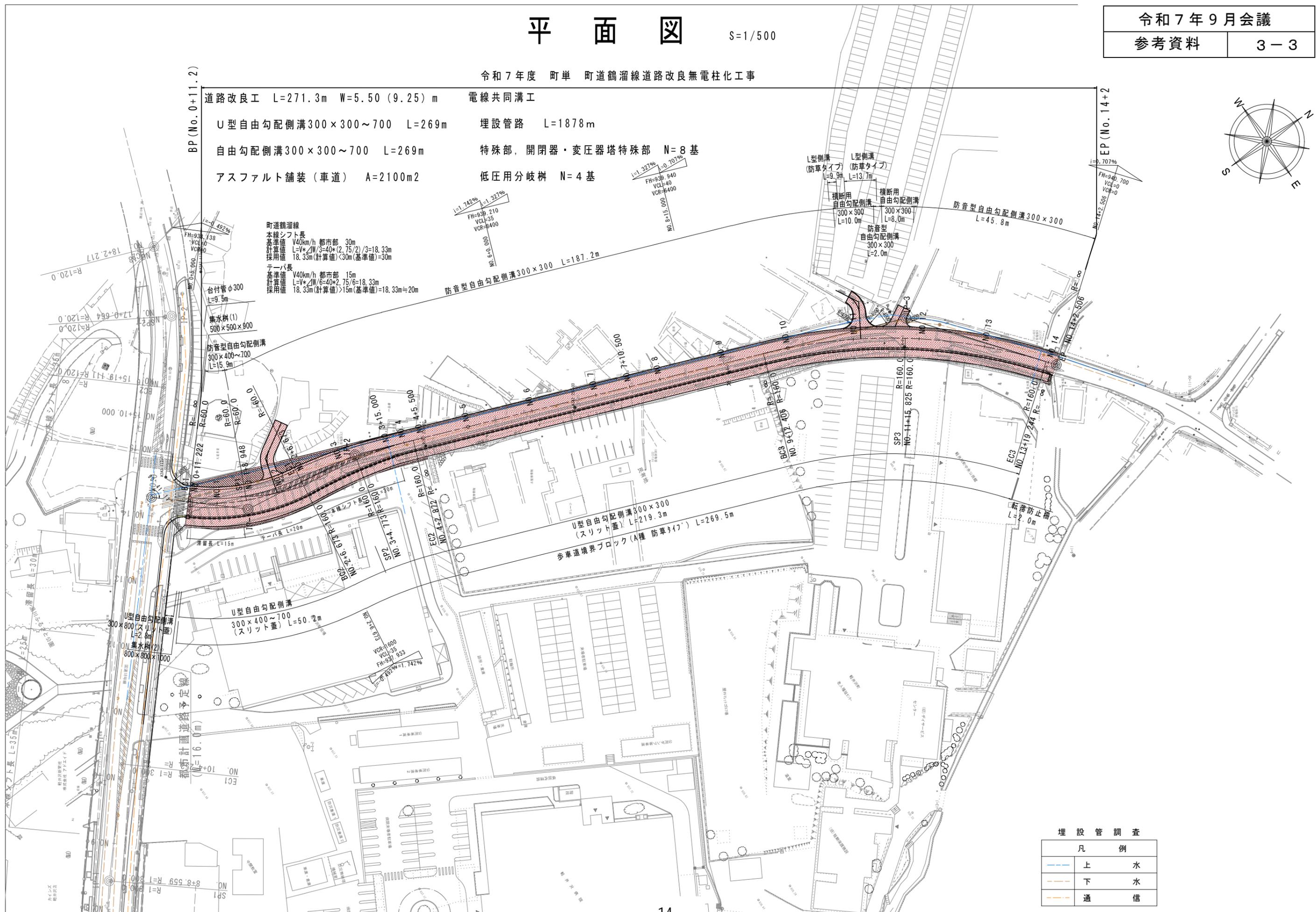
令和7年9月会議

参考資料

3-3

令和7年度 町単 町道鶴溜線道路改良無電柱化工事

- 道路改良工 L=271.3m W=5.50 (9.25) m 電線共同溝工
- U型自由勾配側溝300×300~700 L=269m 埋設管路 L=1878m
- 自由勾配側溝300×300~700 L=269m 特殊部、開閉器・変圧器塔特殊部 N=8基
- アスファルト舗装(車道) A=2100m² 低圧用分岐桝 N=4基

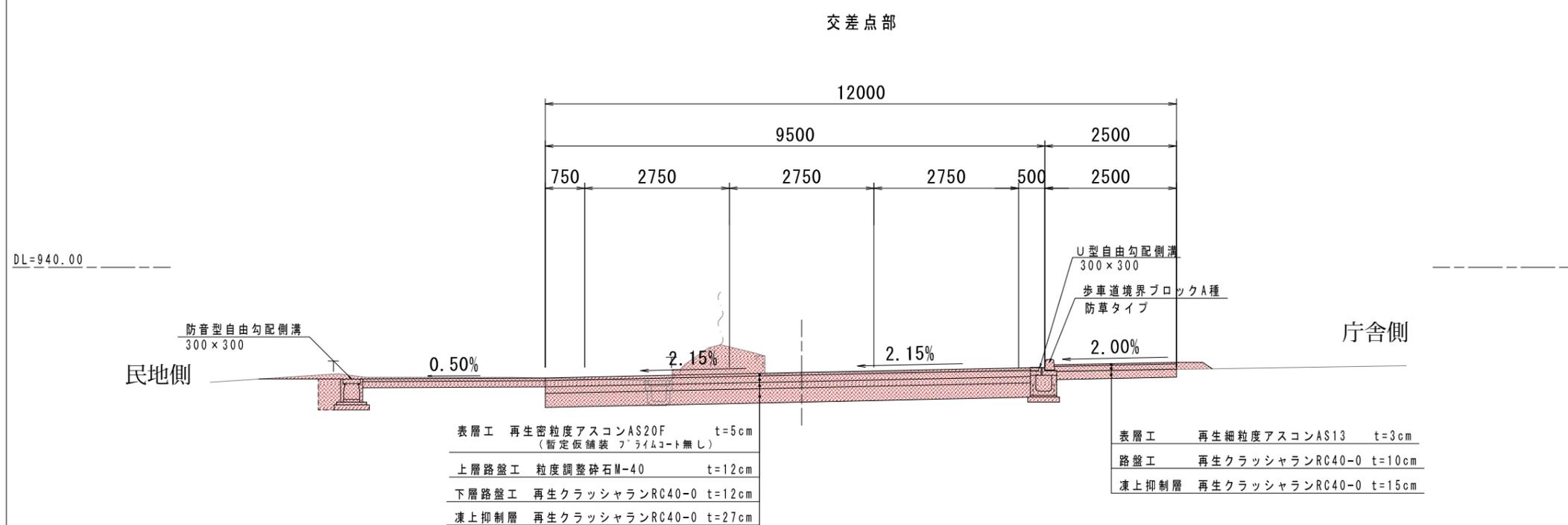
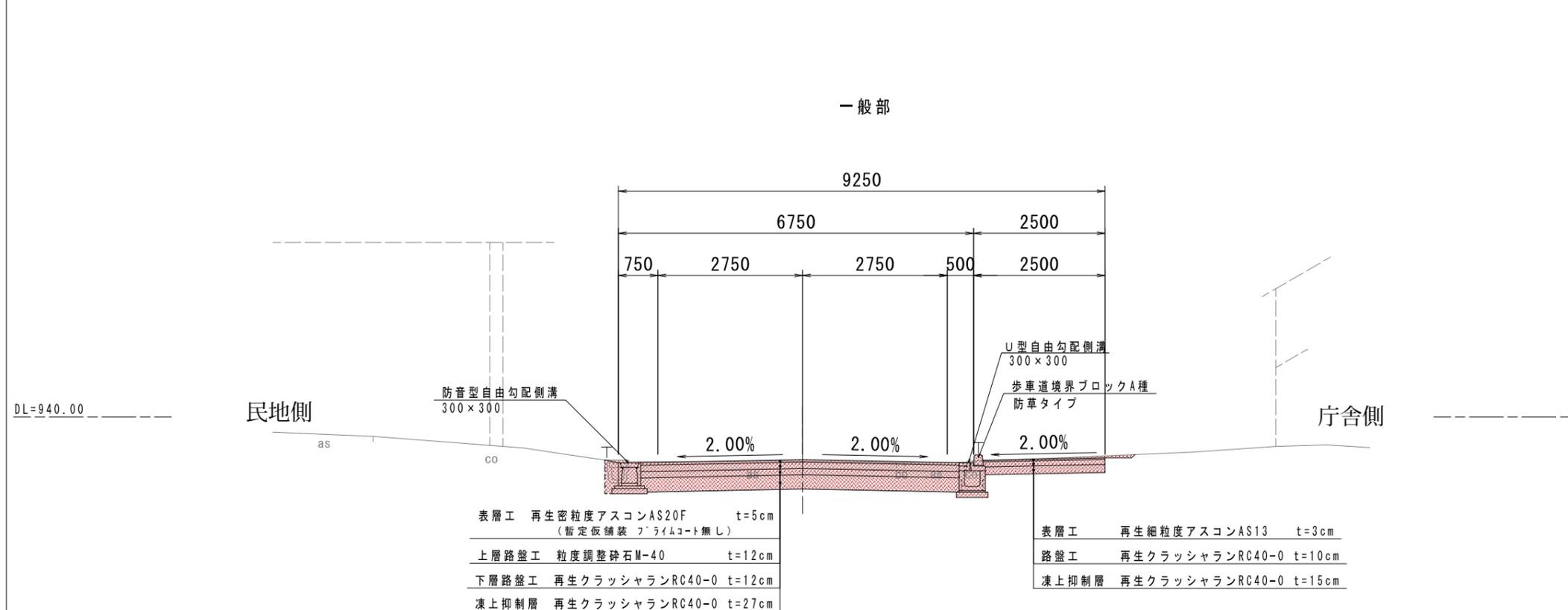


埋設管調査

凡 例	
—	上 水
—	下 水
—	通 信

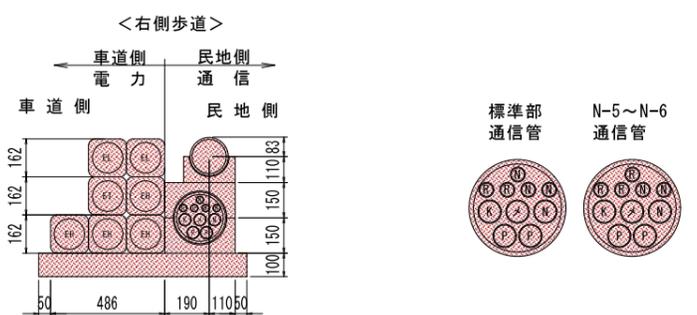
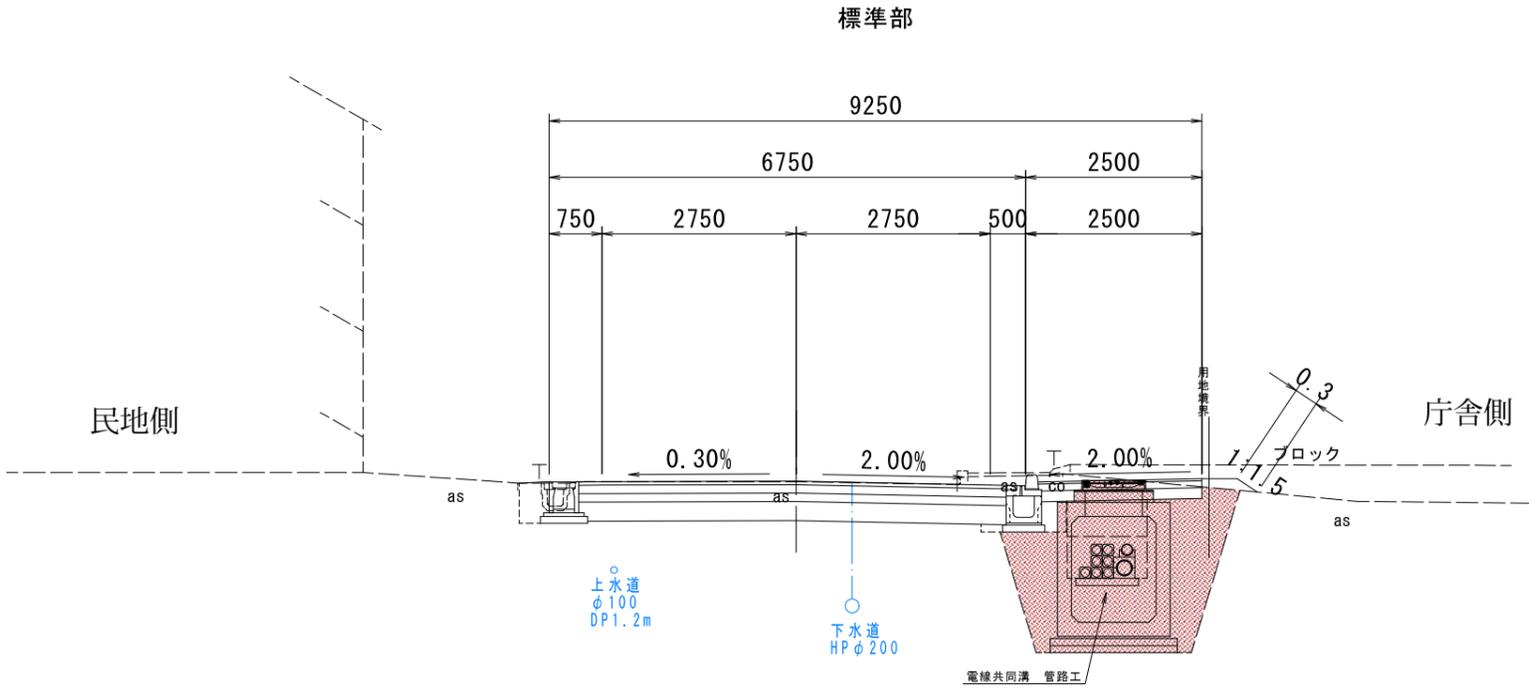
標準横断図

A1:S=1/50
A3:S=1/100



設計諸元表			
構造規格	3種4級 <small>平地 ①地</small>	交通量	現況交通量 3,762台/日 計画交通量 3,561台/日
巾員構成	0.75+2.75+2.75+0.50+2.50=9.25m	工種	道路改良
設計速度	40 km/h	縦断勾配	0.7%~1.75%
最小半径	60 m	巾員	(車道)7.0m(歩道)1.5m
勾配	縦断 0.50%~1.75% 横断 -2.0%~5.0%	況路面	アスファルト舗装
地質			
舗装厚決定根拠 舗装設計施工指針			
(1)10年間に於ける平均の大型車 1日1方向交通量		30台/日・1方向 (N2交通)	(2)信頼度 90%
(3)各測定のCBR値	No.1 26.4 No.	No.2 12.2 No.	No.3 5.3 No.
(4)設計CBR値	3.0%		(5)理論最大凍結深さ 79.3 cm
(6)将来舗装計画		施工年度 年	
(7)舗装厚 盛土区間		(8)舗装厚 切土区間	
設計CBR値より	TA目標値 12 cm	設計CBR値より	TA目標値 12 cm
凍結深より	80×0.7 = 56cm	凍結深より	80×0.7 = 56cm
表層工	5.0×1.0 = 5.00cm	表層工	5.0×1.0 = 5.00cm
上層路盤工	12.0×0.35= 4.20cm	上層路盤工	12.0×0.35= 4.20cm
下層路盤工	12.0×0.25= 3.00cm	下層路盤工	12.0×0.25= 3.00cm
計	29.0cm =12.20cm	計	29.0cm =12.20cm
置換層		置換層	
凍上抑制層	27.0cm	凍上抑制層	27.0cm
合計	56.0cm	合計	56.0cm

電線共同溝標準横断図 S=1:50

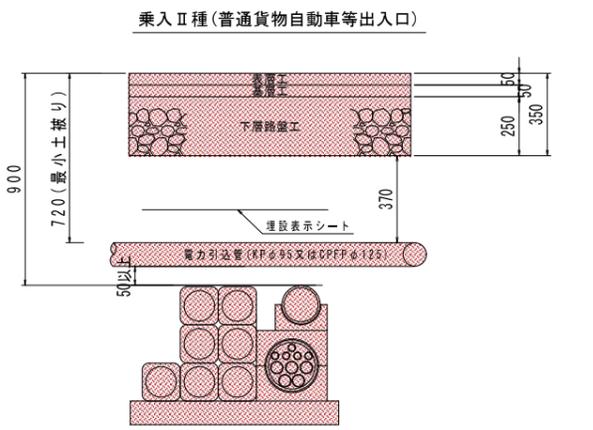
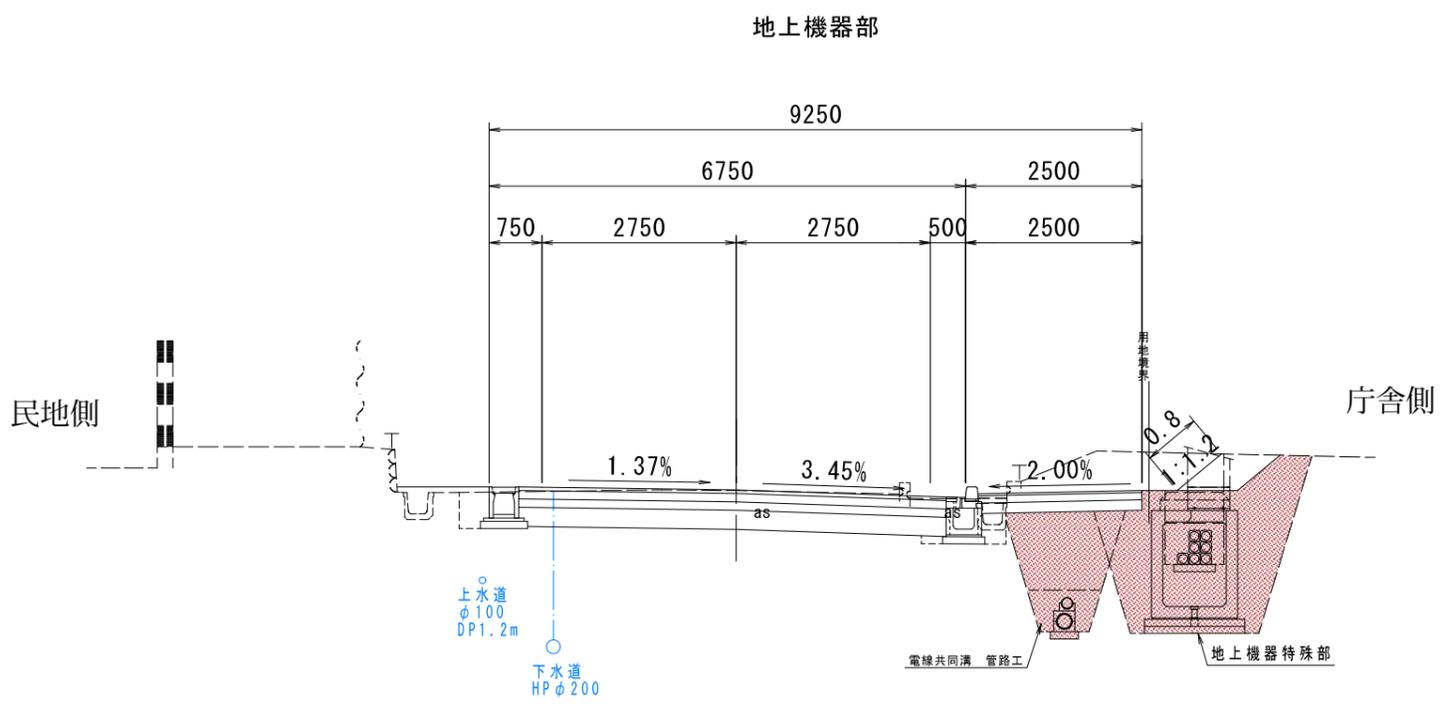


凡例

記号	企業名・適用ケーブル	管径(呼び径)	管路材種別(参考)
EH	中部電力パワーグリッド(株)・高圧ケーブル	φ130×4	角型FEP
EL	中部電力パワーグリッド(株)・低圧ケーブル	φ130×2	角型FEP
ET	中部電力パワーグリッド(株)・通信ケーブル	φ130×1	角型FEP

記号	企業名	管径(呼び径)	管路材種別(参考)
N	NTT(株)	φ50×1, φ30×3	さや管-SU管
K	協和ビジョン株式会社	φ50×1	さや管-SU管
M	メンテナンス管	φ50×1	さや管-SU管
R	道路管理者	φ30×2	さや管-SU管
P	長野県警察	φ50×2	さや管-SU管
共用FA管		φ150×1	フリーアクセスV管

※道路管理者管は、通信事業者用の予備管および中央公民館との通信線を想定



乗入舗装厚最小土被り(4m<W≤8m)
 DP=30cm+10cm = 45cm < 60cm(道路占用許可基準) < 72cm(凍結深さ)

本管最小土被り
 DP = 72cm(最小土被り) + 13cm(電力引込管(KPφ95又はφ125)) + 5cm(施工余裕高)
 ≒ 90cm

令和6年度町単西部小学校東教室棟他建設工事変更請負契約の締結について

令和6年度町単西部小学校東教室棟他建設工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和6年度町単西部小学校東教室棟他建設工事 |
| 2 | 契約の金額 | 変更前の契約額 1, 018, 842, 000円
変更請負代金増加額 25, 366, 000円
変更後の契約額 1, 044, 208, 000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢472番地7
北野建設株式会社 軽井沢営業所
所長 今牧 慶次 |

令和7年8月28日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



建設工事変更請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和6年度 町単 西部小学校東教室棟他建設工事
- 2 工 事 場 所 軽井沢西部小学校 軽井沢町大字追分 1136 番地
- 3 変 更 工 期 変更なし
- 4 変更請負代金増加額 金 25,366,000円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,306,000円
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金増加額 金 2,536,600円
 軽井沢町財務規則第124条第3項第1号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和6年9月19日付で契約を締結した建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な建設工事請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

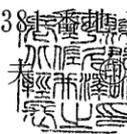
この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年8月5日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 238番地
 氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千

受注者 住 所 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢472-7
 氏 名 北野建設株式会社軽井沢営業所
 所長 今 牧 慶 次



令和6年度 町単 西部小学校東教室棟他建設工事変更一覧

【増工額】

(1) ロッカー追加	9,960,000円
(2) 既存校舎外構点字ブロック等改修	3,046,124円
(3) 仮設回線切り回し	457,620円
(4) 受変電設備改修	5,824,940円
(5) 防犯カメラ設置	815,513円
(6) 下水道接続工事	1,815,182円
(7) 食堂棟パネルヒーター等撤去	1,004,580円
(8) 諸経費	5,045,597円
<u>増工額合計</u>	<u>27,969,556円</u>

【減工額】

(1) バルコニー手摺仕様変更	△848,810円
(2) 1回階段前建具仕様変更	△219,000円
(3) 外構フェンス高さ変更	△795,600円
(4) 食堂棟仕上げ材仕様変更	△3,046,146円
<u>減工額合計</u>	<u>△4,909,556円</u>

【変更額】

変更額合計 (税抜)	23,060,000円
<u>変更額合計 (税込)</u>	<u>25,366,000円</u>

【契約額】

当初契約額	1,015,300,000円
第1回変更後契約額	1,018,842,000円
<u>第2回変更後契約額 (今回の変更契約)</u>	<u>1,044,208,000円</u>

町道の廃止について

下記の町道を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員	摘要
1-1225号線	大字軽井沢 682番3 地先	大字軽井沢 682番4 地先	L=22.0m	W=2.10m	

令和7年8月28日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

町道廃止路線図



専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月4日
軽井沢町長 土屋三千夫

町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

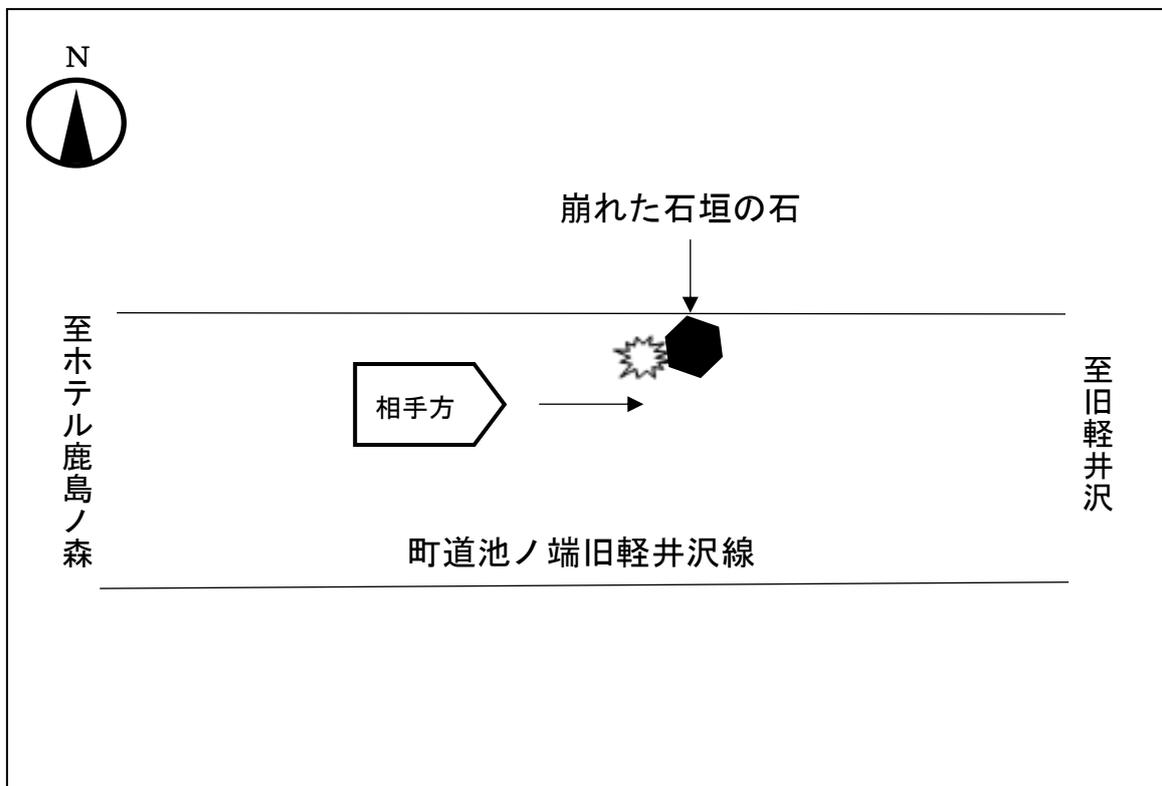
事故発生日時 令和6年11月23日(土) 午後9時50分頃

事故発生場所 軽井沢町大字軽井沢283番10地先

1. 相手方への損害賠償額

相手方	損害額		損害賠償額	左記の財源内訳	
				保険金	町負担
■	修理 代金	485,000円	145,500円	145,500円	0円

2. 事故発生状況概略図





示 談 書

本件事故に関し、下記の通り示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、甲乙ともに異議の申し立てをしないことを確約いたします。

令和7年8月4日

第一当事者 (甲) 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢2381番地1
 氏名 軽井沢町長 土屋 三千夫



第二当事者 (乙) 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]

1. 事故発生日時 令和6年11月23日(土) 午後9時50分頃
2. 事故場所 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢283番10地先
町道I-16号線 池ノ端旧軽井沢線

3. 事故の原因状況結果

上記日時に上記町道を走行中、大字軽井沢283番10地の崩れた石垣の石に衝突し車両左部を損傷した。以下余白。

4. 示談の内容

甲が乙に対して、本件事故に関する一切の損害賠償金として金145,500円(金485,000円のうち甲の過失分30%)を乙が指定する口座に支払う。なお、石垣所有者の責任について、甲は責任を負わないこととする。また、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和 6 年度ゼロ町債町単西保育園マイクロバス購入変更契約の締結について

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第2項の規定により、令和6年度ゼロ町債町単西保育園マイクロバス購入変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月5日

軽井沢町長 土屋 三千夫



物品購入変更契約書

令和6年9月19日に締結した物品購入契約について、次の通り変更する。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 物 品 名 | 令和6年度 ゼロ町債 町単 西保育園マイクロバス購入 |
| 2 | 納 入 場 所 | 軽井沢町立西保育園 軽井沢町大字追分 1341-78 |
| 3 | 納 入 期 限 | 変更前 令和6年9月19日から令和7年9月30日まで
変更後 令和6年9月19日から令和8年3月27日まで |
| 4 | 物 品 内 訳 | 別紙設計図書のとおり |
| 5 | 契 約 金 額 | 変更なし
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 変更なし |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 変更なし |

令和7年8月5日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千

受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東 16 番地 1

商号又は名称 草軽交通株式会社

氏 名 代表取締役 遠 藤 孝

